## 三鷹市創業等支援補助金　補助対象経費細目

R7.5.16

| | 対象となるもの | 対象とならないもの | 備考 |
|---|---|---|---|
| 設備費 | ***建築費、改装費等*** | | ★自作の場合の材料費は対象とする。ただし、成果物(写真でも可)の提出が必要。 |
| | 事業に使用する市内の土地及び建物（事務所・店舗・駐車場）の取得費、建築費、店舗の改装費<br>（例）店舗の内装工事費等 | 市外の土地及び建物（事務所・店舗・駐車場）の取得費、建築費、店舗の改装費<br>店舗部分と自宅部分が明確に区分されていない、住居兼店舗・事務所の取得費、建築費、改装費 | |
| | 自作の場合の材料費（DIYに係る費用）★<br>（例）壁紙、照明器具、木材など、テープやねじなどの消耗品は改装に必要な量だけ | 自作の場合の工具などのツール<br>（例）ドライバー、ハンマー、はさみなど | |
| | ***設備、備品購入費　※1*** | | ・リースのうち、対象期間内に支払ったものは対象。（全て支払いが完了している必要はない。）<br>・ポイントやクーポン利用部分については対象外<br><br>※3　私用ではなく、事業用として別途購入する場合に限る。 |
| | 机、椅子 | 文房具類および消耗品（事務用品）購入費　※2 | |
| | PC(マウス等付属品を含む。アダプタやケーブル類、ケースは除く)、外付けハードディスク、SDカード、コピー機、携帯電話　※3 | セキュリティソフト、アダプタやケーブル類、PC等のケース、保護フィルム、無線LAN中継機 | |
| | エアコン | 新聞、雑誌、官報、地図、絵はがき等の購入費 | |
| | レジ | 稿本、設計図、図案、証書、帳簿等の購入費 | |
| | 厨房機器 | 飲料品、食料品、衣料品の購入費 | |
| | 自動車、原付、自転車、リヤカー等の車両 | 油脂（ガソリン等）、薪炭類、塗料の購入費 | |
| | 一括で会計処理できる経費（配送費や組立・据付工事費用） | 原材料品（セメント、鋼材、木材、砂利、薬品、パイプ、針金、ガラス等）の購入費 | |
| | ホワイトボード | 貴金属（腕時計含む）、宝玉、宝石の購入費 | |
| | | 書画、骨董、彫刻物、その他の美術品の購入費 | |
| | | 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡等の購入費 | |
| | | 動物、植物の購入費 | |
| 運用費 | ***賃貸借関係費*** | | ・市外は対象外<br>・返還の可能性がある、敷金や保証金は対象外。(実際に返還がなくとも)<br>★創業のために住居ごと転居し、かつ、店舗部分と住宅部分が明確に区分されている場合は対象となる可能性あり。 |
| | 事業に使用する市内の土地及び建物（事務所・店舗・駐車場）の賃借料と共益費(管理費)（３か月以内） | 備品等のリース代 | |
| | 事業に使用する市内の土地及び建物（事務所・店舗・駐車場）の賃貸借契約に関する仲介手数料と礼金 | 敷金、保証金 | |
| | | 保険料（火災保険料、地震保険料） | |
| | 事業に使用する市内のレンタルオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペースの賃借料 | 光熱水費 | |
| | | 住居兼店舗・事務所の賃借料　★<br>（例）元々自宅だった住居の一室を使用 | |
| | ***専門家指導費*** | | |
| | 専門家（司法書士、行政書士等）相談報酬 | 顧問契約費用 | |
| | 創業に必要な書類の作成経費、手続代行費用 | 印鑑の作成購入費 | |
| | 登録免許税、印紙税 | 履歴事項全部証明書・印鑑証明書の取得費 | |
| | 市場調査費用、または調査の実施に伴う謝金 | 創業・経営等に係るセミナー費・資格取得費 | |
| | ***広告宣伝費*** | | ★自作の場合の材料費は対象とする。ただし、成果物(写真でも可)の提出が必要。<br>・「名刺」は、事業所よりも個人用の意味合いが強く、広告宣伝費とは言い難いため対象外。 |
| | ホームページ作成費（レンタルサーバー代含） | 広告目的以外のカタログ等紙媒体の作成費用 | |
| | チラシ・パンフレット・試供品作成費 | 書籍等の対価を求める制作物に関する費用 | |
| | 展示会出展に関する費用 | 展示会出展に係る、交通費、社用車の燃料代、車両借上げ費 | |
| | 切手、はがきの購入費用 | ドメイン、メールアカウント取得費 | |
| | 自作の場合の材料費　★<br>（例）用紙やプリンタインク代など、広告宣伝のために使用した量だけ | 自作の場合の工具などのツール<br>（例）はさみ、カッターなど | |
| | | 名刺用紙代、作成費 | |
| | ***その他*** | | |
| | | 人件費 | |
| | | 通信費、電話回線費用 | |
| | | 親会社、子会社、グループ企業等関連会社、株主の親族や役員の親族が経営する会社等との取引 | |
| | | 国や三鷹市を含む地方公共団体等からの補助金等の交付を受ける経費 | |

※1　対象となる「**備品**」：原則、「減価償却資産の耐用年数表」で減価償却資産として取り扱われるもの。（例：机、パソコン）
「備品の付属品」も対象とする。その付属品がないと、対象の備品が機能しないもの。（例：専用部品）
市内の事務所等に設置、使用するものに限る。

※2　対象外となる「**消耗品**」：少額で、継続して購入するもの。（例：紙、文房具、プリンタインク代、電池・充電池）

**【その他注意事項】**

(1) 提出書類「経費の支払や内容を確認できる書類」の**支払者**は、法人は法人または代表者個人、個人事業主は代表者個人が対象。
ただし、被扶養者である代表者個人の代わりに、生計を一にしている扶養親族（例：同居の夫）が支払った場合は、親族関係を確認できる書類（保険証のコピー、住民票など）を提出することで対象とする。